

8 . 選考委員会規則

(業務の目的)

第1条 公益財団法人とうきゅう環境財団の事業目的を達成するために必要な事業を行うため選考委員会を設け、次の事業に関する業務の選考を行なう。

- (1) 産業活動または住生活と多摩川およびその流域との関係に関する調査・試験研究ならびにその助成・援助
- (2) 排水、廃棄物等による多摩川の汚染の防除に関する調査・試験研究に対する助成・援助
- (3) 多摩川およびその流域における水の利用に関する調査・試験研究に対する助成・援助
- (4) シンポジウム、音楽会あるいは出版等による環境啓発活動や、歴史的な遺産あるいは社会システムの維持保全・回復運動等、多摩川及びその流域における環境保全や文化の創造に広く寄与するもの
- (5) 社会的、学術的に顕著な業績を挙げた研究者に対する顕彰

(構成)

第2条 委員は理事長が理事会に諮ってこれを委嘱し、委員会は委員長1人、委員5人以上10人以内の委員で構成され、委員長は委員の互選によって定める。

- 2 委員長は特別の事情によりその任に支障をきたす場合は委員長代行を委員の中から指名することができる。

(資格)

第3条 委員会を構成するものは、その過半数が学識経験者でなければならない。

(任期)

第4条 委員の任期は2年とする。ただし、10期20年を超えて就任する場合を除き、その再任を妨げない。

- 2 補欠または増員のため就任した委員の任期は前項本文の規定にかかわらず前任者または現任者の残任期間とする。
- 3 委員は任期が満了しても後任者が就任するまではその業務を行うものとする。

(種類および組織)

第5条 会議は選考委員会とする。

- 2 選考委員会は定時選考委員会と臨時選考委員会の2種類とする。
- 3 本委員会の事務局は財団の事務局がこれにあたる。

(招集)

第6条 会議は委員長が招集し、議長には委員長があたる。

- 2 定時選考委員会は年2回を原則とする。
- 3 定時選考委員会の会議を招集するには、日時、場所および会議の目的たる事項を示した書面をもって10日前までに会議を構成する者に通知しなければならない

らない。

(成立)

第 7 条 定時選考委員会の会議は委員の 3 分の 2 以上の出席により成立する。

2 臨時選考委員会の会議は委員長と委員 1 人以上の出席により成立する。

(議決方法)

第 8 条 定時選考委員会の議事は出席した構成者の過半数をもって決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

2 臨時選考委員会の議事は委員長と委員の同意により決する。

(定時選考委員会の議決の特例)

第 9 条 定時選考委員会に出席できない構成者はあらかじめ通知された事項については、書面により当該会議に加わることができる。

2 前項の規定により会議に加わる構成者は第 7 条および前条の規定の適用については、これを出席した構成者とみなす。

(臨時選考委員会の議決の特例)

第 10 条 臨時選考委員会に出席できない構成者は会議成立日までにあらかじめ通知された事項について書面により意見を述べることができる。

(審議決定事項)

第 11 条 定時選考委員会においては、次に掲げる事項を議決する。

(1) 事業年度の予算に繰り込む調査・試験研究ならびにその助成・援助の事項。

(2) 事業年度の予算が著しく変更する前号に係る事項。

2 臨時選考委員会においては次に掲げる事項を議決する。

(1) 河川、水質、魚、植物、社会経済等の調査、試験研究が緊要と認められるものの事業実施計画および収支予算

(2) 前項で議決された事業の実施計画および収支予算

改訂記録

平成 19 年 5 月 16 日 (改定)

平成 19 年 8 月 23 日 (改定)

平成 21 年 4 月 1 日 (改定)

平成 21 年 5 月 12 日 (改定)

平成 22 年 1 月 7 日 (改正)